

伊佐市農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月28日(水) 午前9時00分から9時50分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (23人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2番委員	10番委員	1番推進委員	8番推進委員
4番委員	11番委員	2番推進委員	9番推進委員
5番委員	12番委員	3番推進委員	10番推進委員
6番委員		4番推進委員	11番推進委員
7番委員		5番推進委員	13番推進委員
9番委員		6番推進委員	15番推進委員
		7番推進委員	

4. 欠席委員 (2人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名 12番委員 2番委員
- 第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
- 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について
- 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について
- 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について
- 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について
- 議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和3年度 第1回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日は、8番農業委員が欠席ですが、出席人数は10名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。会長お願いします。

議長 皆様おはようございます。

今また第3期の緊急事態宣言が東京、大阪等でお出しております。体には気を付けて活動をお願いいたします。鹿児島県の貸したい借りたい総点検戸別訪問をしていただいておりますが、新型コロナウイルス感染対策をしっかりとって、来月の総会までをお願いしたいと思います。

本日の議事録署名委員を指名いたします。12番農業委員と2番農業委員に、お願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページから6ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が22件です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、貸借についてご説明申し上げます。

40ページをご覧ください。

期間は1年から40年で面積は、合計703,786㎡で利用権を設定する者

の数は185人、設定を受ける者の数は101人です。土地の詳細は資料7ページから39ページ、193件です。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いいします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」にかかわる処分決定について提案いたします。

それでは整理番号1番から13番まで、一括で報告をお願いします。ご意見・ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

議長 整理番号1番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る4月20日に現地調査をいたしましたので、私4番が報告いたします。

申請人 TMさんは、伊佐市大口白木に居住され、年齢は51歳です。

渡し人 AHさんは、熊本県熊本市中央区帯山に居住され、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市大口下殿字日観田126ほか2筆で、地目は田、地積は1,986㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は71,460㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、四方田で良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。通作距離も500mと問題ない距離です。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、10番農業委員の報告を求めまます。

10番農業委員 整理番号2番につきまして、去る4月23日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。

申請人 MOさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は62歳です。

渡し人 KMさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は63歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字川原田103番地1で、地目は田、地積は943㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は備考欄にある2,816㎡に今回の申請面積を合計した3,759㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約0.3kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、2番農業委員の報告を求めまます。

2番農業委員 整理番号3番につきまして、去る4月23日に現地調査をいたしましたので、私2番が報告いたします。

申請人 NSさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は82歳です。

渡し人 AHさんは、熊本県熊本市中央区帯山に居住です。

申請地は、伊佐市大口大島字樋掛221番地で、地目は田、地積は659㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は13,376㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1km以内で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番
農業委員

整理番号4番につきまして、去る4月23日に現地調査をいたしましたので、私10番が報告いたします。

申請人 HKさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住され、年齢は66歳です。

渡し人 KKさんは、いちき串木野市大原町に居住です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字村ノ前1561番地2で、地目は田、地積は215㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は、総会資料2ページ整理番号6番の合意解約されました3,435㎡と今回の申請面積と合計した5,365㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号5番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番
農業委員

整理番号5番につきまして、去る4月20日に現地調査をいたしましたので、私4番が報告いたします。

申請人 MMさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は46歳です。

渡し人 YHさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字霞山246番地1で、地目は畑、地積は1,853㎡で所有権移転売買になります。

申請地は、受人の経営面積は、11,393㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約30mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長	整理番号6番について、9番農業委員の報告を求めます。
9番 農業委員	<p>整理番号6番につきまして、去る4月23日に現地調査をいたしましたので、私9番が報告いたします。</p> <p>申請人 TTさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は67歳です。 渡し人 SYさんは、栃木県宇都野宮市清原台に居住です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈前目字弓掛3901番地3ほか3筆で、地目は田、地積は合計6,573㎡で所有権移転売買になります。</p> <p>申請地は、山間の水田の一群の中にあり良く管理されておりました。受人の経営面積は、332,895㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約3kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	整理番号7番、8番について、7番農業委員の報告を求めます。
7番 農業委員	<p>整理番号7番につきまして、去る4月23日に現地調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。</p> <p>申請人 MKさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は68歳です。 渡し人 NMさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は78歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈荒田字青木元2712番地で、地目は田、地積は295㎡で所有権移転売買になります。</p> <p>受人の経営面積は、16,097㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約0.5km以内で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。引き続きまして、</p> <p>整理番号8番につきまして、去る4月23日に現地調査をいたしましたので、私7番が報告いたします。</p> <p>申請人 MKさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は68歳です。 渡し人 NTさんは、始良市加治木町新生町に居住です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈荒田字青木元2713番地ほか1筆で、地目は田、</p>

地積は合計2,918㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、16,097㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約0.5km以内で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号9番、10番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 整理番号9番につきまして、去る4月25日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。

申請人 KKさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は41歳です。

渡し人 MSさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は53歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字澤渡1471番地で、地目は田、地積は803㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、21,355㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約70mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。引き続きまして、

整理番号10番につきまして、去る4月26日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。

申請人 KIさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は79歳です。

渡し人 IMさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は62歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字平田1679番地2で、地目は田、地積は合計887㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、42,673㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約50mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

ます。

議長 整理番号11番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 整理番号11番につきまして、去る4月23日に現地調査をいたしましたので、私5番が報告いたします。

申請人 TMさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は47歳です。

渡し人 TEさんは、大阪府高槻市大蔵司1丁目に居住です。

申請地は、伊佐市大口山野字向井野830番地で、地目は田、地積は520㎡で所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は、16,075㎡で取得可能面積であります。議案第1号整理番号178番、父親からの貸借で新規就農し営農計画書が提出されています。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号12番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 整理番号12番につきまして、去る4月23日に現地調査をいたしましたので、私12番が報告いたします。

申請人 YYさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は76歳です。

渡し人 NSさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字築山1774番地で、地目は田、地積は327㎡で所有権移転贈与になります。

贈与の理由として、Mさんの水田の一角が今回の申請地であり狭小で耕作がしにくいため、Mさんへの贈与となったものです。

受人の経営面積は、33,741㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約50mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

- 議 長 整理番号13番について、11番農業委員の報告を求めます。
- 11番農業委員 整理番号13番につきまして、去る4月17日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。
 申請人 HSさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は48歳です。
 渡し人 HSさんは、鹿児島市永吉2丁目に居住です。
 申請地は、伊佐市菱刈前目字都丸2930番地ほか5筆で、地目は田、地積は合計2,668㎡で所有権移転売買になります。
 受人の経営面積は、19,828㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。
 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。
 委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
 (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
 整理番号1番から13番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 (全員挙手)
- 議 長 賛成多数。よって整理番号1番から13番については許可が決定いたしました。
 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数13件について、13件の許可が処分決定しました。
- 議案第3号 —————
- 議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定について提案いたします。整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。

- 1 1 番 農業委員 整理番号1番につきまして、去る4月23日、申請人代理のM行政書士立会いのもと、5番推進委員と私11番農業委員の2名で共同調査をしましたので11番農業委員が報告します。
- 申請人は、伊佐市菱刈南浦に居住のOYさん、年齢は66歳です。申請地は、伊佐市菱刈川北字郷原2867番地1ほか1筆で、地目は田、面積は合計で887㎡です。現況は田です。周囲の状況は、東側が宅地、北側が元宅地、西側が国道、南側が堤防で、将来5条申請をされる計画です。この申請は、具体的な転用計画があり周囲の農地への影響はないと思われま
- す。
- 以上のような理由により、除外は妥当と判断致しました。添付書類として、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、事業計画書等が添付されています。
- 調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
- 議 長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
- 整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 賛成多数。よって整理番号1番については、意見が決定いたしました。
- 議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定について、申請件数1件について、1件の意見が決定いたしました。
- 議案第4号 —————
- 議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。
- 5 番 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定につ

農業委員	<p>いて、整理番号1番について、去る4月23日、申請人のMTさんの両親と代理人T行政書士さん立会いのもと、6番推進委員、7番推進委員私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。</p> <p>申請人MTさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は51歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口山野字内山4815番地2で、地目は田、地積は296㎡です。</p> <p>農地区分は第1種農地で集落接続の農地となっており、転用目的は一般住宅として利用するものです。申請地は、東は田、西は宅地、南は宅地、北は道路であり、周囲に与える影響はないと思われます。転用目的は一般住宅となっておりますが、隣接農地については、盛土を行う、擁壁を設けるなど計画書に記載された処置をとるため、支障はないものと思われますが、現況は宅地として既に整地されておりました。平成19年4月に宅地にしてしまったため、始末書が添付されておりました。</p> <p>添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されておりました。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	<p>長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	<p>長 なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	<p>長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。</p>
議	<p>長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について、1件が処分決定しました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p>
議	<p>長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ</p>

いて、整理番号1番、2番農業委員の報告を求めます。

2番
農業委員

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る4月23日、申請人のNTさん立会いのもと、2番推進委員、8番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口目丸に居住するNTさんです。

譲渡人は、神奈川県小田原市荻窪に居住されているSKさんです。本申請は所有権移転贈与で農地区分は第2種その他農地で、転用目的は植林です。内容として杉425本、クヌギ700本を植林する計画です。

申請地は、伊佐市大口目丸字星ヶ峯1279番地1ほか1筆で、地目は畑、面積の合計は3,750㎡です。

所在地は、東西南北山林であり周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

整理番号2番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番
農業委員

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る4月23日、申請人のNKさんの代理人T行政書士立会いのもと、9番推進委員、10番推進委員、私7

農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。
譲受人は、伊佐市菱刈田中に居住するNKさんです。年齢は27歳です。
譲渡人は、伊佐市菱刈田中に居住のNMさんで、年齢は83歳です。本申請は所有権移転贈与であります。
申請地は、伊佐市菱刈田中字柳町831番地4で、地目は畑、地積は499㎡です。転用目的は、一般住宅です。
所在地は、東、西、北は畑、南は宅地であり周囲に与える影響はないと思われまます。
添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。
調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

整理番号3番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る4月23日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、11番推進委員、13番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口里に居住するSDさんです。年齢は35歳です。

譲渡人は、霧島市国分重久に居住のMTさんです。本申請は所有権移転売買で一般住宅として利用するものです。

申請地は、伊佐市大口大田軍神2206番地10ほか1筆で、地目はいずれも畑、地積は合計351㎡です。農地区分は第2種農地その他の農地

です。

所在地は、南側は宅地、東側は畑、北側は道路、西側は宅地であり周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

整理番号4番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る4月23日、申請人の代理人F行政書士立会いのもと、2番推進委員、8番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口原田に居住するMKさん外1名です。

譲渡人は、伊佐市大口原田に居住のMKさんで、年齢は61歳です。本申請は使用貸借権設定で、農地区分は第2種農地その他農地となっており、転用目的は一般住宅及び通路です。

申請地は、伊佐市大口大田長尾206-2ほか1筆で、地目はいずれも畑、地積は340㎡が宅地、87㎡が通路の合計427㎡です。

所在地は、東側は畑、西側は畑、南側は道路、北側は宅地であり周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害

防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数4件について、4件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。
整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第6号非農地証明願について、整理番号1番につきまして、去る4月16日、申請人の代理人M行政書士立合いのもと、事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人FFさんは、宮崎県小林市真方に居住です。

申請地は、伊佐市大口里字丸尾山1587番地3、地目は畑、地積は330㎡です。

所在地は、北側と南側は宅地、東側と西側は道路を挟んで宅地です。

非農地になった時期及び理由としては、昭和62年に隣接地に住宅を建築して以来、駐車場として利用しているとのこと。なお、隣接地に居住するMRさんより昭和62年から不耕地であったことの証明書が添付してあります。

調査の結果、この申請については既に農地性は喪失しており、農地へ

の復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図、委任状等が提出されています。

以上で報告を終わります。委員皆様方のご審議方よろしく願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第6号「非農地証明願」について1件申請のうち1件の許可が決定いたしました。

その他。事務局お願いします。

事 務 局 総会資料の最終ページをお開きください。4月の月例報告をします。
9日、4月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。
23日、現地調査を一斉にしております。28日、本日ですが第1回農業委員会の総会です。

5月の行事予定ですが、10日に5月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。21日が現地調査です。28日が第2回の農業委員会の総会です。

月例報告は以上です。

また、9日開催の定例常設審議委員会におきまして、定例委員会時の総会資料につきましては、個人情報等が含まれているため、会議終了後に事務局で回収したとのことでありました。伊佐市農業委員会においても、今後は同様に取り扱いたいと考えております。よろしくお願いします。また、これまで配布しました総会資料につきましても、事務局で回収の上処分いたしますので、事務局にお届けくださいますようお願い申し上げます。

議 長	他にないでしょうか。
事 務 局	以上で、令和3年度 第1回農業委員会総会を終わります。 姿勢を正してください。 一同礼。 おつかれ様でした。 【終了時間 午前9時50分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 1 2 番

伊佐市農業委員 2 番